テーマ： 防災対策・危機管理において国の措置が不十分もしくは講じられていないもの

1. 火山防災計画の防災対策の周知

昨年、中央防災会議にて２３都道府県と１４０市町村が火山災害警戒地域に指定された。各自治体では、防災協議会の設置や避難計画やハザードマップの作成が義務付けられ、防災計画も見直すこととなった。

この決定のきっかけとなった２０１４年の御嶽山噴火においてで多数の犠牲者が出たこともあり、登山者や指定された火山周辺の市町村の住民には火山災害のリスクが強く再認識されたものと考えられる。しかし、それら以外の地域に住む人々にとっては認知度も関心も非常に低いのが現実だろう。

富士山を例にとれば最後の噴火は１７０７年と３００年以上も前であり、１９３３年の昭和三陸地震の教訓も完全には活かしきれない我々人間にとっては、富士山はもはや噴火しないものと思い込んでいても不思議ではない。ただ、富士山火山防災協議会によれば[[1]](#endnote-1)、大規模噴火の際には神奈川県のほぼ全域で３０～５０ｃｍの降灰が想定されており、３０ｃｍ以上となれば木造家屋は倒壊の恐れがあるとされている。換算するのは不適当かも知れないが、地震の震度６弱以上に相当する被害が想定されているわけである。

前置きが長くなってしまったが、本来は各市町村の責任に帰するべきものではあるが、（政府や）都道府県は火山災害警戒地域に指定されていない市町村に対しても、火山防災計画の存在やその主な内容、実際に噴火が起きた際の対応について最低限知っておくべきことなどを住民へ周知、教育するよう働きかけていただきたい。

因みに私の住む神奈川県開成町に関しては、富士山の大規模噴火で５０ｃｍ程度の降灰が想定されているにも関わらず、町のサイトには富士山火山防災協議会へのリンクが貼られているだけであり（しかもそのＵＲＬが古くアクセスできませんでした）、住民に対する発信はこれまで一度もない。危機意識の乏しさをそのまま表しており、近隣自治体との連携や情報共有が図られているとも考えられず、いざ事が起きた際の対応の遅れが懸念される。

1. 参考資料： 内閣府 富士山火山防災協議会の富士山火山防災マップ [↑](#endnote-ref-1)